

奈良県広域水道企業団就業規則施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月29日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第1号

奈良県広域水道企業団就業規則施行規程等の一部を改正する規程
(奈良県広域水道企業団就業規則施行規程の一部改正)

第1条 奈良県広域水道企業団就業規則施行規程(令和7年3月企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項中「風水震火災その他の非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同表中第3項を次のように改める。

3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
--	---------------------------

同表中第7項を次のように改める。

7 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって企業長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年における5日の範囲内の期間
--	------------------

(奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和7年3月企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「風水震火災その他の非常災害」を「地震、水害、

火災その他の災害」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

附 則

この規程は、公布の日から施行する。